

※明けておめでとうございます。

今年も、地域の皆様が気軽に相談ができ、親しみやすい窓口であるよう親切丁寧な対応に努めてまいります。

☆新成人の皆様おめでとうございます！

家族や地域の皆様方への感謝を忘れずに頑張ってください。

トピックス 平成31年度市・県民税の申告は3月15日（金）までに済ませましょう。

受付場所：NBC別館2階メディア・ツー【土日を除く3/1（金）～3/15（金）9時～16時】

：滑石地区ふれあいセンター【2/20（水）～2/22（金）10時～16時】

※詳しくは裏面をご覧ください。

《問い合わせ》市民税課 ☎095-829-1427

滑石地区についてご紹介します。 その2

～歴史～

滑石の地名の由来

石鍋の素材となっている滑石（かっせき）は、西彼杵半島の地質から見受けられる蛇紋岩の周縁部、滑石鉱床から掘り出されているものです。現在のところ、滑石（なめし）においては、石鍋の遺跡は確認されてはいませんが、西日本各地で石鍋が出土しており、その最大の製造地が西彼杵半島と長崎半島で、工房跡は多数確認されているとのこと。

このように、遺跡の分布地域の観点から、滑石（なめし）の地名は、滑石（かっせき）を意味するものではないかと推測する説があります。

（参考文献：長崎滑石郷土史誌
（1988編纂委員会編））

地域の行事などのお知らせ

○開催された主な行事

10月

・大園地区まちあるき

・横尾まつり

11月

・滑石っ子ふれあい祭り

・横尾地区避難訓練

☆大園小2年生児童が「生活科町探検」で地域センターを見学しました。

※恒例の「滑石ふれあい秋祭り」は台風接近のため中止となりました。



地域イベントの様子

大園地区では、野良猫対策に取り組んでいます。

フン・尿で迷惑しています！

かわいいペットのためにも
マナーを守ってください

**フンは持ち
帰りましょう**

**野良猫にエサ
を与えないで**

無責任なエサやりで野良猫が
増えてしまいます

長 崎 市
長崎市保健環境自治連合会

地域コミュニティについて

近年、急激な少子化と高齢化、若年人口の流出、住民の連帯意識の希薄化などが課題といわれています。長崎市では、地域の再活性化を目指して自治会をはじめ社会福祉諸団体やボランティア、教育関係者、行政機関などが連携協力して新しい地域のしくみづくりを推進しています。

編集後記：今年で長年親しまれた「平成」が終わり、新しい元号が始まります。滑石地域センターは、昭和51年に現在地に「滑石事務所」として誕生し、地域の皆様と歩んでまいりましたが、これからも、より便利で皆様からさらに親しまれる地域センターにしていきたいと思います。

発行：長崎市滑石地域センター
〒852-8061 長崎市滑石5丁目1番44号

☎ 095-857-2978
開庁時間：平日午前8時45分～午後5時30分

申告は、期間内にお忘れなく！

●問い合わせ●

・市民税課

☎095-829-1427

平成31年度市・県民税の申告について

市・県民税の申告は3月15日（金）までに

■ 申告が必要な方

- 平成31年1月1日現在で長崎市に住所があり、平成30年中に所得があった方
- 長崎市に住所がなくても、平成31年1月1日現在で市内に事務所、事業所、家屋敷がある方

■ 申告が必要でない方

- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出される方で、給与以外に所得がない方
- 公的年金、恩給以外に所得がなく、次の①か②に該当する方
①65歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）で、年金収入が151万5千円以下
②65歳未満で年金収入が101万5千円以下
- 税務署に確定申告をする方（所得税では、給与所得がある方で給与及び退職所得以外の所得が20万円以下のときは、通常、確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は、20万円以下の場合でも申告が必要です。）
- 収入がなかった方も、諸官庁や勤務先などへ「所得・課税証明書」や「非課税証明書」などを提出する方は申告が必要です。また、**国民健康保険税の申告は別途必要です。**

※給与および年金収入のみの方で、源泉徴収票記載の内容以外に控除（医療費など）がある方は、申告されると有利な場合があります。

■ 申告に必要なもの

- ① 市・県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者は、平成30年分の源泉徴収票
- ④ 公的年金などの受給者は、平成30年分の源泉徴収票
- ⑤ 自営業者や事業所得者、農業所得者は、申告書と一緒に送りしている収支計算書（または自己作成の諸表）、経費の領収書など
- ⑥ 配当、原稿料、講演料、個人年金、生命保険の満期返戻金などがある方は、平成30年分の支払調書など
- ⑦ 国民健康保険税、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険の保険料を納付書または口座振替で支払った方は、平成30年中に支払った分の領収書、口座振替納付済通知書または納付確認書
- ⑧ 生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険、旧長期損害保険に加入している方は、平成30年分の控除証明書
- ⑨ 医療費控除を受ける方は、医療費等の明細書、医療保険者等発行の医療費通知書。スイッチOTC薬控除を選択する場合は、検診や予防接種などを受け発行される領収書または結果通知書およびスイッチOTC医薬品の領収書（レシート）
- ⑩ 雑損・寄附金控除を受ける方は、平成30年中の領収書
- ⑪ 配偶者や扶養されている方に所得がある場合は、源泉徴収票など配偶者の平成30年中の所得が分かるもの
- ⑫ 本人または扶養されている方が障害者の場合は、障害者手帳や療育手帳など

■ マイナンバーについて

申告にはマイナンバー（個人番号）の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
※本人確認書類とはマイナンバーカード、通知カードと運転免許証や公的医療保険の被保険者証などのことです。